

思われるフラワーアレンジメント用の吸水スポンジ（フラワーフォーム）や花のごみが入っている袋が混在していた。その場で大津市担当者が収集運搬業者に収集場所を確認したが、記憶しておらず、花屋の特定はできなかった。しかし、当展開調査の実施結果報告書にはフラワーフォーム混在についての報告はなされておらず、「特に異常は見られなかった」と記載されている。家庭系ごみに事業系ごみが混在していないかを確認することが展開調査の目的の一つであり、当該事項が疑われる事項については、結果報告書に記載するとともに、以後の適正排出につながるよう指導することが必要である。

第3節 一般廃棄物に関する中間処理及び最終処分関連の共通的事項

[1] 地区環境整備事業費

I. 概要

1. 地区環境整備事業費とは

市民生活に不可欠な廃棄物（ごみ、し尿）処理施設及び火葬施設の設置は、当該施設を有することとなる地域においては、地域イメージの低下懸念等から地元住民の理解を得ることが大変困難な事業である。

このため、地域住民の理解を得るための協議を十分重ねるとともに、その結果を踏まえて交換された覚書等に基づき、社会資本整備を基本とする諸事業を地区環境整備事業として先行的に実施してきた。このことにより廃棄物処理施設の円滑にして安定的な運営等に寄与してきたのも事実である。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の4によると、周辺地域への配慮事項として、市町村は一般廃棄物処理施設にかかる周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする定められており、その主旨に基づき大津市は地区環境整備事業を行っている。

しかしながら、今日の厳しい財政状況のなか、市民の市政に対する関心は高く、地区環境整備事業に適正執行を求める情報公開請求や住民訴訟が提起されている。市民に対する説明責任を果たすため、公平性と透明性を確保する選定基準、補助金交付基準を定め、事業実施を図っている。

2. 大津市地区環境整備事業補助金交付基準

(1) 補助金の名称	大津市地区環境整備事業補助金
(2) 補助金の交付目的	大津市が設置する一般廃棄物処理施設について、周辺地域の団体と覚書を交換し、周辺地域の生活環境の向上に資する事業に対し、対象事業費を補助する。
(3) 補助金の交付対象者	一般廃棄物処理施設の建設、操業等に係る覚書を市との間で交換した周辺地域の団体（自治連合会、自治会など）
(4) 補助対象経費	覚書に記載された地区環境整備事業にかかる経費
(5) 補助金の額及びその算定方法又は補助率	大津市地区環境整備事業検討委員会での検討結果による。
(6) 補助金交付事業の終了時期	覚書により有効と認められる期間まで
(7) 担当部署	大津市環境部施設整備課

3. 地区環境整備事業検討委員会について

廃棄物（ごみ・し尿）処理施設等を設置することによって生じる地域の特殊性に鑑み、周辺住民の理解を得て当該施設の建設及び操業を行うために実施する地区環境整備事業を適正に執行する必要がある。大津市では、設置する一般廃棄物処理施設等について、周辺地域の団体と覚書を交換し実施する地区環境整備事業については、平成 15 年 4 月 1 日に制定された副市長を委員長とする地区環境整備事業検討委員会（以下、検討委員会という。）に諮り、事業の承認を受けたものについて実施し、公益性、公平性及び透明性を確保している。

以下の事務体制は、平成 25 年度期初のものである。

所轄事務	(1)地区環境整備事業のあり方に関すること。 (2)地区環境整備事業の推進に関すること (3)地区環境整備事業の実施について必要な事項に関すること	
組織	委員長	環境部に属する事務及び企業局との調整に関する事務を担当する副市長
	副委員長	市民部に属する事務を担当する副市長
	委員	技術統括監、政策調整部長、総務部長、福祉子ども部長、健康保険部長、産業観光部長、都市計画部長、建設部長、教育部長及び消防局長
会議	委員長が必要に応じて招集	
調整会議	委員長があらかじめ関係部局と協議を行う必要があると認めたときには、検討委員会に調整会議を置くことができる。（平成 25 年 12 月 1 日追加）	

・平成 25 年度中の検討委員会会議の開催実績

検討委員会は平成 15 年度より設置され、年間おおよそ 2～3 回の会議が開かれている。

第 28 回大津市地区環境整備事業検討委員会	
日時	平成 25 年 7 月 25 日
協議事項	・平成 25 年度 9 月補正予算に係る地区環境整備事業計画（案）について新規事業 13 件のうち、1 件は保留。残り 12 件が承認された。保留の

	事業については都市計画部と協議のうえ、委員長の専決により承認の可否を決めることとなった。
--	--

第 29 回大津市地区環境整備事業検討委員会	
日時	平成 25 年 12 月 2 日
協議事項	今後の地区環境整備事業のあり方について

第 30 回大津市地区環境整備事業検討委員会	
日時	平成 25 年 12 月 24 日
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地区環境整備事業のあり方検討について（継続協議分） ・地区環境整備事業（新規事業）について 1 件保留、平成 25 年度 2 月補正にて予算組替する事業 1 件、その他の事業 65 件について承認された。

大津市地区環境整備事業検討委員会調整会議	
日時	平成 26 年 2 月 10 日
協議事項	環境美化センター改築に伴う地区環境整備事業要望事項に対する回答案について

第 31 回大津市地区環境整備事業検討委員会	
日時	平成 26 年 2 月 28 日
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化センター改築に伴う地区環境整備事業要望事項に対する回答案について ・災害復旧に係る地区環境整備事業(追加分)について 1 件について承認された。

検討委員会では、以下の選定基準を設け、事業毎に「地区環境整備事業調書」、「補助金事業に係る公共性等に係る採点表」を作成し以下の選定基準に基づいて委員会の判断資料として審議している。

[選定基準]
<ol style="list-style-type: none"> 1. 地元住民との間に交換した覚書、協定書等文書で明記されたものであること。 2. 法令、財政上、事業の実施が可能であること。 3. 地域環境の向上に資する公益性のある事業であること。 4. 特定の個人又は団体の利益につながる事業でないこと。 5. 宗教活動、政治活動につながる事業でないこと。 6. 公共の秩序及び善良な風俗を害する事業でないこと。 7. その他委員会が認めたもの。

・採点表の判断基準

判断基準		A	B	C	D
Ⅰ 根拠	①補助の根拠	地元住民との間で交わされた覚書等の文章で明記されているか			
	配点	7	5		
Ⅱ 財政	②財政負担	1件100万円未満は「小さい」、100万円以上500万円未満は「あまり大きくない」、500万円以上は「大きい」と判断する。			
	配点	7	5	3	1
Ⅲ 公益性	③受益が及ぶ範囲	受益の及ぶ範囲が学区以上か、単位自治会又は同等以上の範囲か、又は総合的判断が必要なものかどうか判断する			
	配点	7	5		0
	④公平性	実施する事業が、市の施策として先駆けて優先的に実施するのか、かさ上げ措置として実施するのか			
	配点	7	5		
	⑤地元負担	本来的に事業を実施するものが誰かを確認し、実施する事業に係る地元負担の割合により判断する。			
	配点	7	5		0
⑥事業の必要性	事業の目的、内容、経緯、効果等をもとに、地域における住民福祉や生活環境の向上に寄与すると認められる事業か、生命や財産に及ぼす影響、事業の緊急性、事業実施によりよい効果が期待できるか、事業推進の援助が必要とされているかなど、事業の必要性について総合的に判断する。				
	配点	7	5	3	1

[判定基準]

- 判断基準の「③受益が及ぶ範囲」が A 又は B に該当しないものは検討委員会で協議検討
- 合計点数が、
 - ・20点以下(50%未満)は原則として不適
 - ・21点以上29点以下(50%以上70%未満)は委員会で協議検討
 - ・30点以上(70%以上)は原則として適

なお、自治振興事業補助金や施設管理運営補助金等、毎年度同趣旨同様に支出している補助金は採点の対象外としている。

4. 平成 25 年度の地区環境整備費

(単位：千円)

	種類	金額
じん芥焼 却場費	(1) 事業費補助金	62,660
	①自治振興対策事業補助金 4 件	16,000
	②香の里史料館施設管理運営事業補助金	4,986
	③自治会館増築工事事業補助金 (向在地) 4 件	10,001
	④自治会館新築事業補助金 3 件	6,793
	⑤土地改良区域内農道舗装事業補助金 4 件	3,990
	⑥伊香立学区地図訂正事業補助 2 件	3,395
	⑦ごみ集積箱整備事業補助 5 件	1,178
	⑧消防車庫移転改築事業補助 2 件	2,117
	⑨消火器具整備事業補助 4 件	1,450
	⑩自治会放送設備改修事業補助 3 件	1,747
	⑪自治会館トイレ改修業務	918
	⑫災害復旧事業補助 10 件	1,590
	⑬その他事業費補助金 28 件	8,490
	(2) 委託料	978
	①市道幹 1052 号線道路改良事業に伴う補償調査業務委託	195
	②大石中町自治会館駐車場整備に係る測量業務委託	783
	(3) 工事請負費	7,812
	①上出農道整備工事 3 件	7,395
	②環境美化センター施設管理工事	416
(4) 補填金	7,235	
①富士見市民温水プール利用補填金	7,235	
その他物件費	2,027	
	小計	80,714
不燃物 処理費	(1) 事業費補助金	26,919
	①自治振興対策事業補助金 5 件	15,200
	②浄化槽設置事業補助金 2 件	1,876
	③田中水路 (龍華工区) 改修事業補助金	1,186
	④自治会館改修事業補助	1,617
	⑤ごみ集積箱整備事業補助 3 件	408
	⑥掲示板設置事業補助 2 件	849
	⑦京阪バス株式会社 運行負担金	2,000
	⑧その他事業費補助金 6 件	3,782
	(2) 委託料	16,864
	①市道南 4405 号線等除草業務委託	500
	②ごみ搬入路等除草業務委託	1,860
	③大田廃棄物処分場周辺調査業務 3 件	1,543
	④千原川測量設計業務委託	4,932
⑤大田川測量設計業務委託 2 件	4,973	
⑥石山外畑プール新設工事に係る測量設計業務委託	1,799	

	3件		
	⑦その他業務委託 2件	1,254	
	(3) 工事請負費		1,001
	①大田川農業用水復旧工事	739	
	②大田廃棄物最終処分場取水口災害復旧工事	262	
	(4) 補填金		5,624
	①龍華線バス運行事業に係る欠損補填金	5,418	
	②その他補助金 2件	206	
	(5) 公有財産購入費		5,826
	(6) その他の物件費		1,125
	小計		57,363
	合計		138,077

施設別地区環境整備事業費の内訳

(単位：千円)

施設名	施設所在地	負担金 補助及び 交付金	委託料	工事請 負費	補填金	公有財産 購入費	その他の 物件費	合計
北部クリーン センター	伊香立北在地町	39,028		7,395			1,336	47,760
環境美化セン ター	膳所上別保町	5,566	195	417	7,236		539	13,953
大津クリーン センター	大石中町	18,066	783				152	19,002
焼却施設計		62,661	979	7,812	7,236	0	2,027	80,714
北部廃棄物最 終処分場	伊香立下龍華町	5,527	351		5,585		315	11,778
第二南部不燃 物処分地	石山内畑町	2,436	6,733			5,827	203	15,199
大田廃棄物最 終処分場	大石曾束町	13,450	9,782	1,002	40		607	24,880
大津クリーン センター廃棄 物最終処分場	大石中町	5,507					0	5,507
不燃物処理場計		26,920	16,865	1,002	5,625	5,827	1,125	57,364
合計		89,581	17,844	8,814	12,861	5,827	3,153	138,077

5. 自治振興対策事業補助金について

大津市の一般廃棄物処理施設の建設に伴い、地元自治会等と覚書を交換し、これに基づき地区環境整備事業を推進している。自治振興対策事業補助金は、この覚書をもとに、地元自治会等の振興及び地域環境の整備のため、地元自治会等の運営事業費に対して補助を行うものである。地元自治会等が事業計画および予算案等を添付して補助金の交付申請をし、自治振興対策事業補助金を交付している。

① 自治振興対策補助金交付基準

目的	大津市が設置する一般廃棄物処理施設について、周辺地域の団体と覚書を交換し実施する地区環境整備事業のうち、自治振興対策事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助対象者	大津市が設置する一般廃棄物処理施設について、覚書を交換した周辺団体（自治連合会、自治会など）
補助対象事業	大津市地区環境整備事業検討委員会で承認された事業
補助金額支出年限	覚書が有効と認められる期間
その他	当該補助事業完了後 10 年間、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

② 自治振興対策事業補助金の内訳について

(単位：千円)

施設名	補助先	金額	根拠	主な補助対象事業
北部クリーンセンター	伊香立学区自治連合会	5,000	平成 15 年 1 月 10 日付け交換した覚書	学区自治の振興および地域住民の福祉向上のため <ul style="list-style-type: none"> ・学区ふれあい夏祭り事業 ・学区市民運動会事業 ・学区文化祭事業 ・各種団体（老人クラブ連合会、婦人会、体育協会、交通安全協会、社会福祉協議会、学区民会議、「人権・生涯」学習推進協議会、文化団体連絡協議会、更生保護女性会、自主防災会、消防団分団）の活動事業
大津市環境美化センター	富士見学区環境整備対策委員会	5,000	昭和 59 年 2 月 22 日付け交換覚書	学区自治の振興及び地域住民の福祉の向上のため <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい夏まつり事業 ・市民運動会事業 ・敬老会助成事業 ・市民体育大会事業 ・自主防災活動事業 ・自主防犯活動事業 ・コミュニティ事業

施設名	補助先	金額	根拠	主な補助対象事業
大津クリーンセンター	大石学区自治連合会	3,000	平成 21 年 2 月 21 日付け交換覚書	自治会等の活性化と地域環境の整備、向上のため <ul style="list-style-type: none"> ・夏祭り事業 ・視察研修（和歌山県防災センター） ・市民運動会 ・各種団体（体育振興会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、自主防犯推進協議会、自主防災会、「人権・生涯」学習推進協議会、健康推進連絡協議会、学区民会議、少年補導委員合同研修会、ビッグストーンカップ、喜里花クラブ）の活動負担金
	大石中町自治会	3,000	平成 9 年 12 月 22 日、平成 15 年 8 月 20 日及び平成 20 年 12 月 13 日付け交換した覚書	<ul style="list-style-type: none"> ・学区夏祭り事業 ・サマーフェスティバル事業 ・学区運動会事業 ・敬老会事業 ・清掃事業 ・左義長祭り事業 ・各種団体（大石学区自治連合会、体育振興会、老人クラブ）への助成
焼却施設計		16,000		
場 北部廃棄物最終処分	龍華自治会	3,500	昭和 58 年 9 月 24 日付け交換した覚書	自治会の進行及び地域住民の福祉の向上のため <ul style="list-style-type: none"> ・学区夏祭り、町内盆踊り大会 ・学区市民運動会 ・自主防災会 ・各種団体育成費（老人クラブ、体育協会、自警団、小中学校 P T A、交通安全）
大田廃棄物最終処分場	大石学区自治連合会	2,000	平成 5 年 3 月 26 日付け要望事項への回答	自治会等の活性化と地域環境の整備、向上のため 大津クリーンセンターにおける自治振興対策事業補助金と同じ
	小田原町自治会	1,700	平成 16 年 3 月 17 日付け要望事項への回答	自治会等の活性化と地域環境の整備・向上のため <ul style="list-style-type: none"> ・市民運動会 ・琵琶湖一斉清掃 ・研修会 ・納涼祭 ・敬老会 ・各種団体助成金（老人クラブ、婦人部、子供会、体育委員、消防団）

施設名	補助先	金額	根拠	主な補助対象事業
	曾東町自治会	5,000	平成4年3月27日付回答書、平成6年7月16日付並びに平成15年12月20日付交換覚書	自治会等の活性化と地域環境の整備、向上のため <ul style="list-style-type: none"> ・夏祭り事業 ・敬老会助成事業 ・運動会事業 ・会員研修旅行 ・各種団体助成金（老人会、子ども会、コスモスの会、体育振興会）
物最終処分場	大石淀町自治会	3,000	平成14年7月25日及び平成19年12月13日付交換覚書	自治会等の振興及び地域住民の福祉の向上のため <ul style="list-style-type: none"> ・学区夏祭り ・放生祭 ・敬老祝賀会 ・一斉清掃 ・日帰りバス旅行 ・文化祭 ・各種団体補助金（友あいクラブ、PTA、消防団）
不燃物処理場計		15,200		
合計		31,200		

6. 自治振興対策事業補助金について争われた住民訴訟について

地区環境整備事業の実施においては、平成22年6月に大津地裁に地区環境整備事業補助金をめぐり大田最終処分場のある地元自治連合会に対して「迷惑料」にあたる補助金を支出しているのは違法だとして大津市長を相手取って住民訴訟がおこされた。一審では大石学区自治連合会に支出された自治振興対策事業補助金は、違法とされ一部請求を認容する判決であったが、二審の大阪高裁では、一審の地裁判決を取消し、大津市は逆転勝訴の判決を得ている。

判決では、同自治連合会は大石学区の大部分の民意を集約した代表的な団体で、補助金の交付先としての適格性があるとした。その上で、一審で違法とされた廃棄物最終処分場の運営名目として支出される補助金は、迷惑料の意味だけでなく、同処分場の継続に理解や協力を得る目的があり、十分な合理性があると判断された。

地区環境整備事業補助金をめぐる住民訴訟の要旨

平成22年6月、大津市の大石学区自治連合会及び財団法人大津市産業廃棄物処理公社に対する補助金の支出が違法であるとして、目片前市長個人への損害賠償請求及び大石学区自治連合会への地区環境整備事業に関する公金の支出の差し止めを大津地裁に請求された。

一審では大石学区自治連合会に支出された自治振興対策事業補助金は、違法とされ一部請求を認容する判決であったが、大津市はこれを不服として控訴した。平成25年7月に控訴審判決が、大阪高裁であり、林圭介裁判長は、補助金の一部の違法性を認めて大津市に差し止めを命じた一審大津地裁判決を取り消し、請求を棄却し、大津市全面勝訴の判決が下された。

判決をまとめると以下のとおりとなる。

(1) 本件補助金の支出は、地方自治法 232 条の 2 の規定に基づく補助金であると認められる。

(2) 補助金の交付に係る公益上に必要性の有無及びその交付金額の決定は、事柄の性質上、当該地方公共団体の経済的事情や各種の行政施策の在り方等の諸般の事情を総合的に考慮したうえでの社会的、政策的、経済的判断を要するものであるから、当該地方公共団体の財務会計職員に一定の裁量権があり、当該財務会計職員による上記判断に裁量権の逸脱又は濫用がある場合に限り、当該金員交付は違法と評価されるものと解するのが相当である。

(3) 本件補助金の性質、目的等について、損失補償の要素があるとしても、これに限るものではないと解されるため、原審における補助金の違法性判断基準の基礎となる判決（最高裁判所平成 18 年 3 月 10 日第二小法廷）とは事案を異にし、本件補助金支出の違法性の有無の判断においては、原審判断基準により判断するのは相当ではない。

(4) 次に掲げる本件補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応等の諸事情を総合すると、本件補助金の支出について、大津市の財務会計職員の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったとはいえず、公益性（公益上の必要性）を肯定することができ、違法性を認めることはできない。

ア. 平成 4 年覚書の交換に至る経緯及び同覚書に基づき本件補助金の交付が継続されていること。

イ. 大津市においては、廃棄物処理事業計画の実施のため、大田処分場の運用継続の必要性が極めて大きいということが明らかであること。

ウ. 本件自治連は、大石学区において、そこに属する住民の大部分の民意を集約することを期待することができる代表的な団体であり、本件補助金の交付先としての適格を十分に有すると解されること。

エ. 本件補助金は、損失補償や、いわゆる迷惑料の要素のみを有するものではなく、地域住民の融和、地域コミュニティの醸成、生活環境の保全、増進を図り、これにより環境行政、廃棄物処理事業に対する理解を得、さらには、大田処分場の運営、その継続につき、大石学区全体の理解、協力を得ることを目的としているということができ、係る目的で本件補助金を支出することには十分に合理性がある。

オ. 予算手続、執行手続、決算手続において、次に掲げるとおり、本件補助金支出の妥当性について適正に審議してきたものと認められる。

- ・ 予算作成、交付手続、決算報告のいずれも所定の手続が執られている。
- ・ 地区環境整備事業検討委員会における審議
- ・ 環境整備事業に関する自治振興対策事業補助金交付基準の制定
- ・ 大津市補助制度適正化基本方針の制定
- ・ 原判決後の市議会における審議

カ. 本件補助金は、用途及び会計処理が適切であることが認められ、その各用途を踏まえると、本件補助金の額が過大、不相当なものと認めることもできない。

キ. 大田処分場の周辺住民において、同処分場の稼働による健康被害等について不安を抱いていることが認められ、従前の本件自治連等と大津市の交渉経緯も踏まえると、仮に本件補助金の交付を停止した場合には、大田処分場の供用継続に対して本件自治連から強い反発、ひいては、大石学区の地域住民からの反発を招くことが優に想定され、これが大田処分場の稼働継続にとって重大な支障となるおそれがあると解される。

ク. 大津市の予算に占める割合からすると、本件補助金の支出が大津市の財政に悪影響を与えるものとはいえない。

7. 地区環境整備事業の見直しについて

大津市補助制度適正化方針の策定や、大石学区自治連合会への自治振興対策補助金の支出に対する判決を受け、地区環境整備事業検討委員会における審議の結果、今後の地区環境整備事業のあり方について平成 25 年度、以下の見直しを行った。

主な変更点は以下のとおりである。

(1) 覚書の交換先

現在、地元自治連合会や単位自治会と覚書を交換しているが、今後、交換先を地元自治連合会へ集約する。

(2) 補助率の変更

	補助率	地元負担	備 考
平成 25 年度	100%	0%	
平成 26 年度	100%	0%	
平成 27 年度	95%	5%	覚書に具体的（モノ・場所）に記載のある場所
以降	90%	10%	上記以外の場合

※現在の覚書の未執行分については 100%の補助率が適用される。

※災害復旧事業について、平成 27 年度以降はすべて補助率 95%となる。

※土地改良事業に関しては、施設整備課支出分が上記の表の補助率となる。

(3) 複数存在する補助制度の選択制

同一の事業に対して地区環境整備事業の補助事業とその他の課が所管する補助事業がある場合、両方を申請しているケースがあったが、平成 27 年度からはどちらか一つの補助制度だけしか適用できなくなった。

(例) 自治会館（自治協働課）等。＜土地改良事業、浄化槽は除く＞

(4) 自治会館建設にかかる基準の策定

自治会館の新築、増築、改築、建替、改修にかかる補助金については、新しい基準を設け適用する。

(5) 補助内容の明確化及び適正化のための基準の策定

補助金にかかる Q&A を策定し、補助金の対象を明確にした。

8. 他市町等の地区環境整備事業の状況

大津市環境部施設整備課において、大津市の地区環境整備事業について他市町等と比較検証を行うため、平成 24 年度において独自の調査を行い、平成 23 年度時点の他市町等から回答を受け集計している。

大津市同規模人口の都市と、滋賀県内の自治体等の自治振興費と地区環境整備事業等の状況を比較した。平成 25 年度の大津市の自治振興費は 31,200 千円、地区環境整備事業費合計は 138,077 千円となっている。大津市同規模人口の都市においては多くの都市について、自治振興費は交付がなく、地区環境整備事業は建設時に実施済で現在は実施していないという都市が多い。滋賀県内においては、自治振興費についてはほとんどの自治体等が

交付している一方で、地区環境整備事業については実施していないとする自治体等も多いことがわかる。施設数や地域的な特殊事情もあり、一概に比較することはできないものの、大津市の地区環境整備事業費は相対的に多くの金額が支出されているといえる。

[大津市と同規模人口の都市との比較]

自治体名	施設	施設数	自治振興費			地区環境整備事業等		
			現在継続	過去交付	交付無し	現在継続	過去実施	過去無し
A市	焼却施設	2	○	—	—	○	—	—
	処分場	1	○	—	—	延長に伴い実施予定	—	—
B市	焼却施設	1	—	—	○	—	○	—
C市	焼却施設	1	—	—	○	—	○	—
D市	焼却施設	1	—	—	○	○	—	—
E市	処分場	1	—	—	○	—	○	—
F市	焼却施設	1	○	—	—	○	—	—
	処分場	1	○	—	—	—	○	—
G市	処分場	1	—	—	○	—	○	—
H市	処分場	1	—	—	○	—	○	—
I市	焼却施設	1	—	—	○	—	○	—
J市	焼却施設	1	—	—	○	○	—	—
	処分場	1	—	—	○	—	○	—
K市	焼却施設	1	—	—	○	—	○	—
	処分場	1	—	—	○	—	○	—
L市	焼却施設・処分場	1	—	—	○	—	○	—
M市	焼却施設	1	—	—	○	—	○	—
N事務組合	焼却施設	1	—	—	○	—	○	—
O市	焼却施設	1	○	—	—	—	○	—
	処分場	1	○	—	—	—	○	—
P市	焼却施設	1	—	—	○	—	○	—
	処分場	1	○	—	—	—	○	—
Q市	焼却施設	1	—	—	○	○	—	—
	処分場	1	—	—	○	○	—	—
R市	焼却施設	1	—	—	○	—	—	○
S市	焼却施設	1	○	—	—	○	—	—
	処分場	1	○	—	—	○	—	—
T(複数自治体連合)	焼却施設・処分場	1	—	○	—	—	○	—

[滋賀県内の自治体等との比較]

自治体名	施設	施設数	自治振興費			地区環境整備事業等		
			現在継続	過去交付	交付無し	現在継続	過去実施	過去無し
大津市	焼却施設	3	○	—	—	○	—	—
	処分場	3	○	—	—	○	—	—
a 市	焼却施設	1	○	—	—	○	—	—
b 市	焼却施設	1	○	—	—	—	—	○
	処分場	1	○	—	—	—	—	○
c 市	焼却施設	1	○	—	—	—	—	○
d 市	焼却施設	1	○	—	—	○	—	—
	新焼却施設	1	○	—	—	今後実施	—	—
e 市	焼却施設	1	○	—	—	—	—	○
	処分場	1	○	—	—	○	—	—
f 市	焼却施設	1	○	—	—	—	—	○
g 広域行政事務組合	焼却施設	1	—	○	—	—	—	○
	処分場	1	—	○	—	—	—	○
h 行政事務組合	焼却施設	1	○	—	—	—	○	—
	処分場	1	○	—	—	—	NA	—
i 広域清掃組合	焼却施設	1	○	—	—	—	○	—
	処分場	2	○	—	—	—	—	○
j 広域行政事務センター	焼却施設	1	○	—	—	—	NA	—
	処分場	1	○	—	—	○	—	—

大津市では、地区環境整備事業費のなかに自治振興対策事業補助金を含めているが、上表では「自治振興費」に自治振興対策事業補助金を、「地区環境整備事業等」に自治振興対策事業補助金以外の地区環境整備事業費を計上している。

各自治体から調査結果を公表する了解を得ていないため、自治体名、交付金額ともに当報告書において公開は控えるが、大津市の交付水準は自治振興費、地区環境整備事業費ともに、同規模他府県の市と比べても、県内他市と比べても高水準にある。

9. 主な覚書の内容（平成 25 年度現在）

一般廃棄物処理施設	北部クリーンセンター
周辺地域の団体	伊香立学区自治連合会
覚書交換日	平成 15 年 1 月 10 日
覚書の有効期間	平成 16 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
主な要望事項	<p>(1)要望に関する基本的事項について</p> <p>①操業延長期間内に、学区として必要な要望が出た場合、市は誠意をもって協議に応じ、その実施を図ること。</p> <p>②各自治会の操業延長に係る要望事業については、市は各自治会と協議し、公共性、重要性、地区相互の均衡を図りながら、ごみ処理施設の操業延長期間内に完了すること。</p> <p>毎年度の各自治会要望についても、誠意をもって協議し、事業実施の推進を図ること。</p> <p>(1)当初覚書（昭和 61 年 2 月 1 日交換）の未実施事項及び関連要望事項について</p> <p>①公図修正事業について</p> <p>②農林業振興対策について</p> <p>③学区事業の地元負担金及び事務費の助成について</p> <p>(2)操業延長に係る新規要望事項について</p> <p>①伊香立小学校周辺の整備について</p> <p>②都市計画道路の整備について</p> <p>③伊香立公園の多目的広場における施設整備について</p> <p>④パーキングステーション等施設の設置について</p> <p>⑤公害、環境保全対策等について</p> <p>⑥学区自治振興の推進について</p> <p>⑦その他</p>

一般廃棄物処理施設	環境美化センター
周辺地域の団体	富士見学区環境整備対策委員会
覚書交換日	昭和 59 年 2 月 22 日
覚書の有効期間	なし
主な要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ・各単位自治会集会所の新築及び改築に対する補助について ・学区内農道の整備について ・児童公園の増設について ・学区自治振興費について ・清掃工場への搬入搬出に伴う直接関係の深い直近自治会に対する対応策等の配慮について ・隣接別保地域における環境整備事業について地元関係者と協議し特別の配慮について

一般廃棄物処理施設	大津クリーンセンター
周辺地域の団体	大石学区自治連合会
覚書交換日	平成 21 年 2 月 21 日
覚書の有効期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

要望事項	①環境保全と安全で安心な操業について ②大石学区自治連合会及び大石学区各町自治会からの要望への対応について ③環境整備自主事業助成金の継続交付について ④協議会の実施について
------	--

一般廃棄物処理施設	大津クリーンセンター
周辺地域の団体	大石中町自治会
覚書交換日	平成 20 年 12 月 13 日
覚書の有効期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
主な要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会館専用駐車場の設置について ・搬入路周辺の環境整備について ・農業用揚水ポンプの改善 ・自治会活動への助成について

一般廃棄物処理施設	大津クリーンセンター
周辺地域の団体	大石龍門町自治会
覚書交換日	平成 21 年 3 月 31 日
覚書の有効期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
主な要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木、地質及び水質等の環境調査について ・生活雑排水路兼農業用水路の水漏、災害等の破損、崩壊時の修理、修復について ・自治会館の空調施設の取替について ・自治会自主事業への補助について ・消火機器の整備について

一般廃棄物処理施設	大津クリーンセンター
周辺地域の団体	大石東町自治会
覚書交換日	平成 21 年 3 月 31 日
覚書の有効期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
主な要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ・東町コミュニティ会館の屋根修復 ・ごみ集積場の改修 ・防災体制の整備充実 ・多目的水路の修繕費用の助成 ・自治会まちづくり活動事業の支援

一般廃棄物処理施設	大津クリーンセンター
周辺地域の団体	大石富川町自治会
覚書交換日	平成 21 年 3 月 31 日
覚書の有効期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
主な要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会館の整備充実等 ・まちづくり支援活動 ・防災対策活動支援 ・用水路を兼ねた市道側溝の整備 ・生活排水施設整備の支援 ・市民広場の整備

一般廃棄物処理施設	大津クリーンセンター
周辺地域の団体	桜谷パークタウン自治会
覚書交換日	平成 21 年 9 月 30 日
覚書の有効期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
主な要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全な操業、大気汚染等の環境測定とその結果の開示。異常時の操業停止などの対応 ・新自治会館の建設について ・自治会のまちづくり事業の支援

一般廃棄物処理施設	大津クリーンセンター
周辺地域の団体	グリーンハイツ自治会
覚書交換日	平成 17 年 2 月 25 日
覚書の有効期間	～平成 21 年 3 月 31 日
主な要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題について ・自治会館建設に係る会館設備・什器備品の整備について ・自治会設備の整備について ・まちづくり活動支援について

一般廃棄物処理施設	北部クリーンセンター最終処分場
周辺地域の団体	伊香立龍華自治会
覚書交換日	平成 8 年 9 月 13 日
覚書の有効期間	埋立計画レベルまで
主な要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市伊香立下龍華町字菅井周辺地域の広域的な整備について ・自治会館、消防分団詰所の建設について ・竜華上野線（市道幹 1001 号線）の全面改良等について ・雇用対策として地元労働力の受入について ・旧町の水洗、下排水の整備・促進について ・自治振興対策事業について ・小・中児童生徒の暑中休暇の期間のバス運行について

一般廃棄物処理施設	第2 南部不燃物処分場
周辺地域の団体	南郷学区整備促進委員会
覚書交換日	昭和 63 年 8 月 27 日
覚書の有効期間	なし
主な要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事及び投棄期間中隣接地域に、絶対に迷惑をかけないように万全の配慮をすること ・ 跡地利用施設について、当該学区住民の優先利用及びその条件について特段の配慮をすること ・ 学区の自治振興促進のため、生活環境の整備等関係事項の実施について、特段の配慮をすること

一般廃棄物処理施設	大田廃棄物最終処分場
周辺地域の団体	大石学区自治連合会
覚書交換日	平成 5 年 3 月 26 日
覚書の有効期間	～平成 26 年 7 月 31 日
主な要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康増進ゾーン（淀町上出地区）の整備 ・ 下水道の整備 ・ 大石緑地スポーツ公園施設の充実 ・ 自治振興助成金の交付

一般廃棄物処理施設	大田廃棄物最終処分場
周辺地域の団体	大石小田原町自治会
覚書交換日	平成 24 年 6 月 25 日
覚書の有効期間	～平成 26 年 7 月 31 日
主な要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会館の新築並びに敷地の確保 ・ スポーツ施設の新設 ・ 老人憩いの家の新設 ・ 町内放送施設の新設 ・ 掲示板・案内板の設置 ・ 農村集団下水設備の完備 ・ 消火栓の増設と消火器具の設置 ・ 自治会への助成 ・ 地元住民の雇用

一般廃棄物処理施設	大田廃棄物最終処分場
周辺地域の団体	曾束町自治会
覚書交換日	平成 15 年 12 月 20 日
覚書の有効期間	～平成 26 年 7 月 31 日
主な要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治振興費（500 万円）について ・ 貴船会館の太陽光発電設備について ・ 大田川河川の早期改修 ・ 公園、駐車場付近、遊歩道等の施設管理運営の地元管理委託

一般廃棄物処理施設	中町淀町最終処分場
周辺地域の団体	大石淀町自治会
覚書交換日	平成 19 年 12 月 13 日
覚書の有効期間	埋め立て完了まで
主な要望事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動への助成 ・多目的広場上屋の風雨、防寒対策 ・跡地管理の徹底及び跡地利用後の緑地帯除草作業の自治会への委託

II. 監査結果

1. 地区環境整備事業費等の見直しについて

一般廃棄物処理施設を有する地域において、地元住民の理解を得るため社会資本整備を基本とする諸事業を地区整備事業として実施することには理解できるが、大津市と同規模人口の他都市等や、滋賀県内の自治体等の自治振興費や地区環境整備事業とを比較すると大津市は高水準で事業を実施している。昨今の財政状況が厳しいことをふまえると、今後一定の検討の余地がある。

このような中、大津市では平成 24 年 12 月に策定した大津市補助制度適正化基本方針及び大石学区への自治振興対策事業補助金支出をめぐる判決を受けて、地区環境整備事業全体の見直しを実施している。大津クリーンセンターでは、平成 26 年 3 月をもって、焼却施設は廃炉となり、同年 4 月からは再資源化施設及び破碎施設のみとなったことから、地元との交渉の上、平成 26 年 3 月に大石学区と交換した覚書は補助内容の明確化及び適正化をふまえた内容としたことに加え、自治振興費の減額も行なわれている。

ただし、これまでの自治振興費や地区環境整備事業費の交付水準が高かったため、減額を行っても他市と比較するとまだまだ補助金の交付額は高額であると思われる。今後も大津市では焼却施設の建替え、処分場の建設などが予定されていることから、地元自治会等との十分な協議において、補助金適正化方針を遵守することはもちろん、他市の状況も参考にしつつ、更なる地区環境整備事業費の支出水準の見直しを行われたい。

2. 自治振興対策事業補助金の補助対象経費の基準について

自治振興対策事業補助金の補助対象経費の判断について、自治会等から提出される補助事業実績報告書に基づき、環境部施設整備課において補助対象事業の適否を判断し、検査が行われており、検査では補助対象経費と判断されているが、その中で、補助対象経費となるか疑義があるものも見受けられた。飲食費においては担当者によって一定の金額内であれば補助対象経費と認めるケースもあれば、飲食費の全額を認めているケースもある。また、自治会長等に旅費が支給されているが、金額も過分であるほか、個々の領収書がないものもあった。福利厚生費としての子ども手当や、会議費での高額な弁当購入など、補助経費として対象とすることの検討が必要なものも見受けられた。今後についても、地元自治会と十分に協議を行い、統一的な判断基準を明確に定めていき、関係者への周知を図るなど、更なる補助金適正化基本方針の遵守に努められたい。

～大津市補助制度適正化基本方針～

補助対象経費の明確化について

※補助対象とならないもの

- ・交際費、慶弔費、懇親会費、負担金、積立金等、事業の実施と関係が少ないと判断されるもの。
- ・市の規定から著しく逸脱した報酬、賃金、旅費
- ・慰労的な要素の強い旅費および補助効果に結びつかない視察旅行など直接事業の実施にかかわらない視察旅費と判断されるもの。
- ・運営費補助に係る備品購入費
- ・効果に結びつかない経費
- ・社会通念上適切な範囲を超えるもの
- ・補助金収入以外で賄う経費

III. 意見

1. 検討委員会の審議内容について

検討委員会において、地区環境整備事業のあり方の検討や、個別事業毎の審議についても適正な公益性、公平性、透明性を遵守し審議を行うため、事業毎に選定基準を点数化した採点表を用いるなど工夫しながら十分な審議が行われ、議事録も適切に作成、保存されている。

ただし、検討委員会で審議されるのは新規事業であり、自治振興対策事業補助金や同じ路線等の道路、農業水路など毎年支出されるものや、複数回支出されるものは継続事業として検討委員会の審議対象にはならない。しかし、継続事業のなかでも、長期間にわたっているもの、金額的に重要性のある事業等について定期的に見直し之机を設けるため審議事業とすべきである。

2. 覚書の内容の明確化について

地区環境整備事業は、大津市が設置する一般廃棄物処理施設について、周辺地域の団体と覚書を交換し、その覚書に記載された事業に関するものである。

しかし、地元自治会等と交換されている覚書には、地元自治会等の要望が明確に記されたものもあるが、包括的記述になっているものや、あいまいな文言の表現となっているものも散見される。今後、交換される覚書については、明確な記載をされたい。

3. 富士見市民温水プール利用補填金について

富士見市民温水プールでは、環境美化センターの設置に伴い、地元住民の理解を得るため環境整備事業の一環として、富士見市民温水プールについて学区住民の利用者に対して優待カードを発行し、利用者が無料でプールを利用できるようにしている。プールの管理は指定管理者が行っており、大津市は優待カードを利用された場合、その利用に係る料金について指定管理者に支払っている。

学区住民が優待カードを利用した場合、指定管理者が優待カードを預かり、優待カードに基づいてカード番号と氏名を指定管理者が利用者受付簿に記入し、それを集計して大津市に請求している。

この手続きでは、指定管理者が自ら受付簿に記入することから、利用補填金の検証を行うことが困難な状況である。受付簿に利用者本人が自署するように変更する等、事故を未然に防ぐ方策を検討されたい。

[2] 施設の除草業務委託

I. 概要

	①北部クリーンセンター 周辺除草業務委託	②大津クリーンセンター 最終処分場緑地帯除草 業務委託	③北部クリーンセンター 施設内除草業務委託
委託先	北在地自治会	大石淀町自治会	合同建材
契約種別	随意契約	随意契約	指名競争入札
金額（千円）	2,000	3,054	1,617
（内訳）			北部クリーンセンター 796 最終処分場 820
回数	年2回	年3回	年1回部分と2回部分
業務の内容		最終処分場緑地帯の除 草、集草及び運搬	
除草面積 （㎡）	6,181	6,625	41,106
（内訳）			
人力	1,764	3,045	190
機械	4,417	3,580	40,916
集草	6,181	6,625	41,106
運搬	6,181	6,625	41,106
延べ作業面 積（㎡）	12,362	19,875	41,106
単価（円/㎡）	161.8	153.6	39.3
設計金額 （千円）	2,253	3,712	2,707
設計金額と 実額の割合	88.8%	82.2%	59.7%

委託費とは、市の事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいい、助成的性格の補助金とは異なる。つまり、市の本来実施すべき業務ではあるが、他の機関に実施させた方が効率よく、よりよい成果が期待できる場合、市が当該業務を人材、機材、資産、ノウハウ等を保有する機関に委託し、受託機関は市に代わって当該業務を実施することになる。

委託契約を締結する場合において、原則競争入札となるが、地方自治法167条の2第1項第2号の規定に従って、競争入札に適さないものとして①北部クリーンセンター周辺除草業務

委託契約及び②大津クリーンセンター最終処分場緑地帯除草業務委託契約については、下記の理由により随意契約によって契約を行っている。

①北部クリーンセンター周辺除草業務委託

廃棄物処理施設が立地することにより生じる地域の特殊性があることから、地域に対する理解を深め地元との信頼関係を構築するため。

②大津クリーンセンター最終処分場緑地帯除草業務委託

施設周辺の景観に配慮し、サツキ、ツツジ、桜など多くの樹木を植栽しており、この広大な緑地は、地域周辺の人々が集い季節を楽しむ憩いの場となっているが、当緑地の維持管理には多くの要望が寄せられている。

このことから、地域の特殊性に鑑み当自治会に業務を委託し、周辺住民自ら管理に参加することで、施設の理解を深め、地元との信頼関係を構築するために随意契約するもの。(地元と取り交わした覚書においても自治会へ委託する約束回答をしている。)

II. 意見

1. 業者選定手続について

随意契約を行う理由には、迷惑施設を受け入れている地元への対策費としての意味合いも含まれている。その意味合いが本来の除草作業よりも必要性が強ければ、委託よりも助成的な性格を持つことになる。

随意契約を締結しようとするときには、なるべく 2 以上の者に見積書を提出させることとなっているが(大津市契約規則第 18 条の 3)、相見積もりをとっていない。

指名競争入札である③北部クリーンセンター施設内除草業務委託については、1㎡あたりの単価が 39.3 円であるのに対し、①北部クリーンセンター周辺除草業務委託及び②大津クリーンセンター最終処分場緑地帯除草業務委託については、それぞれ 161.8 円、153.6 円となっている。人力の面積比率の割合や、除草場所、草の生い茂りの状況によって違いがあることも想定され、一概に単純比較できるものではないが、面積あたりの除草業務委託費について大きな違いがある。効率的な委託を行うためにも 2 以上の者に見積書を提出させるなど適正な価格での委託契約を締結すべきである。

[3] 資源化物(有価物) 売買契約

I. 概要

1. 資源化物売却の状況

資源化物の売却数量及び金額は下記のとおりであり、ペットボトルは容器包装リサイクル法の規定により公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「容リ協」という。)に随意契約により売却している。この場合、売却単価は容リ協が競争入札により業者選定を

行った上で全国一律で決定しており、大津市に交渉の余地はないが、競争原理が働いた価格であると言える。ペットボトル以外の有価物は市内の特定業者に随意契約により売却されている。売却数量及び売却金額は次表のとおりである。

(単位：数量 t、金額千円)

	北部クリーンセンター		大津クリーンセンター		合 計	
	売却数量	売却金額	売却数量	売却金額	売却数量	売却金額
アルミ缶	89	6,390	119	8,565	208	14,955
スチール缶	195	1,954	204	2,037	399	3,991
透明びん	45	47	206	216	251	263
茶びん	100	52	183	96	283	148
アルミシュレッダー	2	81	21	871	23	952
鉄シュレッダー	262	1,377	297	1,562	559	2,939
A 材鉄	55	293	91	481	146	774
ステンレス屑	1	61	0	8	1	69
小計	752	10,259	1,125	13,839	1,877	24,098
ペットボトル	301	13,942	359	16,791	660	30,733
合計	1,054	24,202	1,485	30,631	2,539	54,833

2. 取引の内容

資源化物は、北部クリーンセンター内で資源化物の分別作業を行っている業者との間で随意契約により、売却が行われており、取引内容および随意契約を行った理由は次のとおりである。

(1) 売買価格

アルミ缶 (プレス品)	714 円/10kg
アルミシュレッダー	399 円/10kg
非鉄全般	399 円/10kg
スチール缶 (プレス品)	99.75 円/10kg
スチールシュレッダー	52.5 円/10kg
透明びん	1,050 円/t
茶びん	525 円/t
A 材鉄	52.5 円/10kg
ステンレス	525 円/10kg

(2) 契約方法

随意契約

(根拠法令) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 校第 2 号による。(類型③ーイ)

(3) 随意契約理由

① 北部クリーンセンター資源化施設は、資源化物の保管施設が十分な容量でないため、施設の運転に支障を出さないためには運転状況に合わせ随時定量搬出できる機動性が求められる。また、業務上の時間的な制約から市内業者で機動力があることが必須となるが、当該業者以外に相手方が他に存在せず入札に付すことが適当でない。

② 当該業者は、ごみ処理行政の運営に支障の出ないような円滑な搬出を行ってきた実績がある。また、市場の動向に伴う価格変動による損害等に対し年間を通じ柔軟に受け止められ、資源化物を一元的に取引できる。

③ 市内で発生する資源化物を将来に渡り安定して処理するためにも、市内業者の育成と取引ルートを確保することが極めて重要である。また、当該業者は北部クリーンセンター資源化施設の分別作業を受託しており、分別から処分までの有機的な連携が期待できる。

II. 監査手続

決裁書類を閲覧し、担当者よりヒアリングを行った。また、売却単価の妥当性を確認するため、スチール缶リサイクル協会より、年次レポートを入手し検討を行った。

III. 監査結果

1. 委託業者選定方法について

資源ゴミとして回収された缶や燃えないゴミから出るスチール破砕屑などの売却につき売却する相手方として随意契約により特定業者を選定している。

選定理由として、運転状況に合わせて機動的に処理できること、廃品回収業者としての実績、北部クリーンセンターでの分別作業を受託していくことをあげている。

しかし、機動的に処理する業者は当該業者しかないとしているが、一般に募集はなされておらず、他の業者が有利な買取条件で引き取る可能性があるにもかかわらず1者特命で随意契約を行うことは望ましくない。スチール缶リサイクル協会の調べによれば、自治体の57.3%が入札によりスチール缶の売却価格を決めている。

有価物の売却に係わる契約は、競争入札にて業者選定を行うかもしくは容器包装リサイクル法の定めに従った処理を行うべきである。

2. 売却金額の妥当性について

買取金額については、公的団体であるスチール缶リサイクル協会の公表資料が入手できたのでスチール缶プレス品について検討した。スチール缶プレス品はトン当たり9,975円で売却しているが、スチール缶リサイクル協会の調査では平成25年度近畿地区平均売却価格はトン当たり26,701円であり、引取条件等を考慮しても、引渡金額は低額であったと思われる。適正な時価で売却が行えるようにすべきである。

<スチール缶リサイクル協会 年次レポート 2014年より>

[スチール缶売却価格の決め方] 総数 689 件

売却価格の決め方	割合
入札	57.3%
協議	18.1%
業者の指し値	9.6%
その他	15.0%
合計	100%

[2013 年度スチール缶プレス品の売却価格]

	区市数	価格 (円/t)
北海道	27	20,038
東北	37	22,610
関東	117	24,557
北陸	19	25,451
中部	46	21,098
近畿	46	26,701
中国	32	22,024
四国	18	21,850
九州・沖縄	58	24,369

[4] ごみ処理施設の電力料金

I. 概要

各センターの焼却施設（同一メーターで計測されている分を含む）に係る電力使用量及び電力料金の推移は以下のとおりである。

①電力使用量 (単位：kwh)

	北部クリーンセンター	環境美化センター	大津クリーンセンター
平成 23 年度	6,787,088	7,682,410	529,140
平成 24 年度 (A)	6,743,740	7,863,540	1,384,505
平成 25 年度 (B)	6,787,695	5,927,790	1,440,581
増減 (C=B-A)	43,955	△1,935,750	56,076
増減率 (C÷A)	0.65%	△24.62%	4.05%

②電力料金 (単位：千円)

	北部クリーンセンター	環境美化センター	大津クリーンセンター
平成 23 年度	84,265	90,639	7,605
平成 24 年度 (D)	87,971	97,559	21,391
平成 25 年度 (E)	112,516	99,638	26,698
増減 (F=E-D)	24,544	2,078	5,306
増減率 (F÷D)	27.90%	2.13%	24.80%

(注1) 環境美化センターの電力料金は上記表のほか、焼却炉の停止により電力使用量が少なくなったことによる違約金がある。

(注2) 環境美化センターの焼却炉が平成 25 年 11 月に稼働中止したため、11 月以降の電力使用量は半減している。

(注3) 大津クリーンセンターは平成 23 年度の 12 月より市の施設となったため、平成 23

年 12 月から電力料金が発生している。

③電力料金の単価

①及び②から計算した 1kwh 当たりの電力料金は以下のとおりである。

(単位：円/kwh)

	北部クリーンセンター	環境美化センター	大津クリーンセンター
平成 23 年度	12.416	11.798	14.373
平成 24 年度(G)	13.045	12.407	15.451
平成 25 年度(H)	16.577	16.809	18.533
増減額 (H-G)	3.532	4.402	3.082

II. 意見

1. 電力会社との契約

過去 3 年間に於いて、電気の使用量は大きくは変化していないが、電力料金は東日本大震災の影響等により年々増加しており、北部クリーンセンターは 27.90%、大津クリーンセンターは 24.81%の増加となっている。環境美化センターでは、操業停止するまでの 4 月から 10 月分を前年比較すると、平成 25 年度が 73,101 千円、平成 24 年度が 58,127 千円であり、25.76%の増加である。また、単価も 3 円以上あがっている。電気の大口使用者への小売事業については、平成 12 年より参入規制が順次撤廃され、従来の電力会社以外に、電力小売事業に新規参入した事業者も電気の供給を行っている。これにより、一般競争入札によって新電力に切り替え、電気料金を大幅に引き下げる自治体が増えてきている。関西電力株式会社との電力供給契約を打ち切り、割安な新電力に切り替えた企業や自治体は、平成 26 年 4 月 1 日～8 月 1 日の 4 か月間で、前年同期より 197 件多い 1,598 件に上った。このような状況のなか、大津市の各処理施設においては、依然として従来からの契約を継続し続けており、関西電力株式会社との契約以外についての検討も行っていない。様々な条件の施設があるため、複数の電力会社と契約することも念頭に電力料金の削減の可能性を検討する必要がある。

[5] 大津市生ごみ堆肥化支援事業

I. 概要

志賀町区域で実施されている家庭系の生ごみ堆肥化事業は、下水道の整備が進んだことによる、し尿等収集運搬業者への支援業務として「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき策定された大津市志賀地域合理化事業計画書に掲げる支援業務である。平成 30 年 3 月 31 日まで事業補助を実施することにより経営の安定化を図ることと定めたし尿処理施策であり、補助金の交付については、「大津市生ごみ堆肥化支援事業実施要領」（平成 26 年 4 月 1 日以降は「大津市生ごみ堆肥化事業補助金交付基準」）（以下「実施要領」という。）にて定められている。

実施要領によると、「生ごみ堆肥化事業」とは、合併前の志賀町区域の家庭から排出される生ごみ、事業系刈草・事業系剪定枝及び志賀中学校から排出される給食生ごみを堆肥化処分することをいう。また、補助金の交付の対象となる経費は生ごみ堆肥化事業のうち家庭系生ごみの回収及び堆肥化処分に係る経費であり、補助金の交付期間及び補助金の額は、下記別表のとおりである。

別表

補助金交付期間	事業開始年度から平成 29 年度までの間	
補助金算定基準		
区分		補助金額（円/年）
参加世帯数（戸）	生ごみ回収量（t/年）	
500 以下	20 以上	39,300,000
501～1,000	100 以上	43,700,000
1,001～1,500	200 以上	52,500,000
1,501～2,000	300 以上	52,700,000
2,001～2,500	400 以上	62,500,000
2,501 以上	500 以上	64,200,000
1 補助事業は、1 年間毎とし期間は市の会計年度とする。 2 補助金額の区分は、参加世帯数と家庭系生ごみ回収量双方を満たす場合とする。 3 参加世帯数は、12 か月間の月平均とする。 4 補助事業を年度途中に開始した場合の補助金の算定は、次のとおりとする。 （以下省略）		

補助事業年度終了時に、事業者は「大津市生ごみ堆肥化事業報告書」にて事業実績報告を行い、補助金の交付を受ける。

事業実績報告書の添付書類は以下の 4 点である。

- ① 事業実績報告書（別紙 7）
- ② 生ごみ堆肥化事業参加世帯名簿（別紙 2）
- ③ 生ごみ堆肥化事業補助金精算額調書（別紙 8）
- ④ その他市長が必要と認める書類

平成 25 年度に事業者が提出した①事業実績報告書（別紙 7）の事業実績及び③生ごみ堆肥化事業補助金精算額調書（別紙 8）は下記のとおりであった。

別紙 7

平成 25 年度 事業実績調書

4. 月別事業実績

年月	参加世帯数 (世帯)	回収・受入量 (kg)			
		家庭系 生ごみ	志賀中給食 生ごみ	刈草・剪定 枝	計
平成 25 年 4 月	3,566	42,100	490	1,840	44,430
平成 25 年 5 月	3,582	43,990	700	4,830	49,520
平成 25 年 6 月	3,614	42,120	1,070	1,300	44,490
平成 25 年 7 月	3,619	46,800	850	730	48,380
平成 25 年 8 月	3,622	53,450	0	8,010	61,460
平成 25 年 9 月	3,603	40,350	970	12,720	54,040
平成 25 年 10 月	3,626	38,360	1,060	24,290	63,710
平成 25 年 11 月	3,653	37,450	1,300	3,620	42,370
平成 25 年 12 月	3,666	39,170	650	30,060	69,880
平成 26 年 1 月	3,676	48,280	740	4,540	53,560
平成 26 年 2 月	3,679	36,180	980	4,990	42,150
平成 26 年 3 月	3,688	42,830	490	230	43,550
合計	3,632	511,080	9,300	97,160	617,540

※ 参加世帯数の「計」欄は、延べ参加世帯数を 12 月で除し月平均参加世帯数とする。

別紙 8

大津市生ごみ堆肥化事業補助金精算額調書

事業者名 _____

(単位：円)

総事業費 (A)	寄附金 その他収入 (B)	差引額 (A-B) (C)	基準額 (D)	対象経費 精算額 (E)	補助精算額 (F)	摘要
81,109,504	2,145,331	78,964,173	64,200,000	64,200,000	64,200,000	

II. 監査結果

1. 交付された補助金について

「補助金の交付の対象となる経費は生ごみ堆肥化事業のうち家庭系生ごみの回収及び堆肥化処分に係る経費」であり、補助金の額は、別紙 2 及び別紙 7 で確認された参加世帯数及び生ごみ回収量を別表の区分に当てはめ、算定されている。

別紙 8 で報告されている「総事業費 (A)」の参考資料として明細が提出されているが、平成 25 年度の補助対象事業費として報告されている総事業費 81,109 千円には、設備に係る減価償却費 (16,469 千円) が計上されており、さらに、設備を購入した時の借入金の元本返済額 (16,174 千円) も集計されている。

総事業費 81,109 千円から借入金の元本返済額を除くと、別表 8 の C 差引額は 62,789 千円となり、実際の補助金額 64,200 千円を下回り、差額の 1,410 千円は実際の経費以上に補助金が交付されたこととなる。

2. 補助金算定の基準について

補助金の額は参加世帯数と生ごみ回収量によって決定される。このうち、参加世帯数については、事業者が生ごみ堆肥化事業参加世帯名簿を申請時及び年度終了後の実績報告時に大津市に提出することとなっている。事業者は、当該事業開始前の、平成 22 年度に実施した調査で、参加の意思を表明した世帯数に、転出・転入等による増減をしたものを各年度の参加世帯数として報告している。当該参加世帯数は実際の参加世帯数ではなく、事業開始前に参加の意思を表明した世帯数である。実際には参加していない世帯や、途中で参加をやめた世帯、途中から参加した世帯が存在しうることが想定される。実際に事業に参加をしている世帯数を把握することは現実的には困難であり、参加世帯数が補助金の算定基準であることに無理があると考えられるため、算定基準に参加世帯数を用いるべきでない。

III. 意見

1. 生ごみ堆肥化事業について

組成調査の結果、大津市の燃えるごみの約 50%が生ごみであることから、燃えるごみの減量には生ごみの減量が大きな意味を持つ。そのための事業の 1 つとして生ごみ堆肥化事業がある。しかし、現在大津市は、積極的に堆肥化事業を行うことは考えていない。当堆肥化事業についても、「特別措置法」であるとして、一般廃棄物処理計画に組み込んでいない。しかし、実際には志賀町区域において実施されているのであり、少なくとも平成 29 年度までは積極的に当事業を市民に推奨することが、燃えるごみの減量につながるから、当事業をより積極的に活用することが望まれる。また、堆肥化事業について検討し、「特別措置法」が終了する 5 年後の、平成 30 年度以降についても、継続又は拡大の可否について検討することが必要である。